

平成20年12月5日
企業会計基準委員会

実務対応報告第26号

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の 公表

公表にあたって

我が国における企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定しております。

しかしながら、最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会（IASB）が、平成20年10月13日に国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」と国際財務報告基準（IFRS）第7号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」を公表したことに伴い、債券の保有目的区分の変更に関する意見が寄せられており、当委員会では、我が国において、債券の保有目的区分の変更を見直すかどうかの審議を行ってまいりました。

今般、平成20年12月4日開催の第167回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成20年11月13日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

■ 会計処理等

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券	(改正前) 一定の場合、可 (改正後) 上記の一定の場合に加え、稀な場合(*1)に、保有目的区分を変更(*2)したときは、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更(*2)したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)
その他有価証券	/	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替える(*3)

(*1) 想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合を指す。

(*2) 企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにすることを前提とする。

(*3) 保有目的区分の変更に関し、追加情報として、一定の注記を行う。

■ 適用時期等

本実務対応報告は、本実務対応報告公表日から平成 22 年 3 月 31 日までの適用とする。その後の保有目的区分の変更の取扱いについては、改めて検討することとする。

ただし、経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意味決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それを確認できる場合には、当該意思決定を行った時点（ただし、当該意思決定が平成 20 年 10 月 1 日前に行われているときは、平成 20 年 10 月 1 日に行ったものとみなす。）から、本実務対応報告を適用することができる。この場合における保有目的区分の変更の会計処理は、平成 20 年 12 月 31 日までに行う必要がある。

以 上